一水曜ノ夜ハ説教ヲ聞キニ七時半ニ会堂ニ
ドレヅレニ着ク様ニ家ヲ出ル事ニ定メル
事ニ定メ夫ニ帰リ夫ヨリ食事ヲ終リ
テ後ハ静カニ休ミ安眠ヲ取ル事ニ定メ
ル事ニ定メ次ニ朝ハ何時ニ起キルト
ヲ定メル事ニ定メ

一木曜ヲ除キ十時ヨリ二時迄ト午後
ヨリ二時ヨリ五時迄ト午後ヨリ
モニツヲ別ニ定メニヲモメーストル
ヲ着スル事ニ定メ午後ヨリ
ヲ定メ其ノ時ヲ守ル事ヲ
一土曜ヲ除キ夕食ヲ終リテ後ハ
ヒタスラ静カニ休ミ安眠ヲ取ル事ニ
定メル事ニ定メ

一十四日曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一十五日月曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一十六日火曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一十七日水曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一十八日木曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一十九日金曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一二十日土曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一二十一日日曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一二十二日月曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一二十三日火曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一二十四日水曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一二十五日木曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一二十六日金曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一二十七日土曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一二十八日日曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一二十九日月曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一三十日火曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一三十一日水曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一木曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一金曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一土曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一日曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一月曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一火曜日 午前十時ヨリ議会開会ノ筈ナリシモ議員ノ参集スルモノ少ナク中途ニシテ散会セリ

一

大会ニ於テ大会ニ於ケル御取扱ニ付テハ
誠ニ御苦労ニ不堪感謝ノ至リニ存ジ候
来ル十日ノ晩餐会ニ閣下ニ御出席ヲ
乞フ為メ閣下ノ御都合ヲ伺ヒ
ノ為メ参上シテ候

一 重要ナル大会ニ於テ閣下ノ如キ
閣下ニ御出席ヲ乞ヒ得ザル
ヲ以テ
一 十時ヲ以テ「エルキー」ヲ
参ラセラレン事ヲ
ヲ得ザレバ事ヲ
ヲ得ズ事ヲ
ヲ得ザル処ニ

一日曜日ハ休ミニ付
ブラハニ両日ヲ
ヲ送ラレタシ
一月曜ノ御出発ヲ
ク〻モ御出発ヲ
リエーニ
一火曜ノ朝ハ
ノ事ヲ
ヲ
ヲ
ヲ

一 水曜日ニ於テハ午前ニ於テ英語ノ試験ヲ行ヒ午後ニ於テ土地ヲ発スル者ハ其ノ準備ヲ為シ尚ホ其ノ時間ニ於テ英語ノ試験ヲ行フ天気晴朗ナレバ午後ニ於テ英軍ノ教練ヲ観覧スルコトヲ得ル筈ナリ

一 木曜日ニ於テハ午前ニ於テ英語ノ試験ヲ行ヒ午後ニ於テハ「ハート」云ヘル人ニ就キテ統計ヲ学ブ筈ナリ

一 金曜日ニ於テハ午前ニ於テ英語ノ試験ヲ行ヒ午後ニ於テハ「ハート」云ヘル人ニ就キテ統計ヲ学ブ筈ナリ

一 土曜日ニ於テハ午前ニ於テ英語ノ試験ヲ行ヒ午後ニ於テハ「ハート」云ヘル人ニ就キテ統計ヲ学ブ筈ナリ

一 十曜日ニ於テハ午前ニ於テ英語ノ試験ヲ行ヒ午後ニ於テハ「ハート」云ヘル人ニ就キテ統計ヲ学ブ筈ナリ

一 日曜日ニ於テハ午前ニ於テ英語ノ試験ヲ行ヒ午後ニ於テハ「ハート」云ヘル人ニ就キテ統計ヲ学ブ筈ナリ

一 月曜日ニ於テハ午前ニ於テ英語ノ試験ヲ行ヒ午後ニ於テハ「ハート」云ヘル人ニ就キテ統計ヲ学ブ筈ナリ

[illegible]

一 水曜日ヨリ御歩行 [illegible] 北京風邪 [illegible]
[illegible]

一 未ダ [illegible] 御歩行 [illegible]
[illegible]

一 [illegible] 御歩行 [illegible]
[illegible]

一 [illegible] 御歩行 [illegible]
[illegible]

一

二年ニ着ク迄ニ為ス事ヲ述ベヨ
汽船ニ乗ル時ヨリ下船ニ至ル迄ノ事ヲ述ベヨ
一 月曜ヨリ土曜ニ至ル迄ノ学課ヲ表ニシテ示セ
一 火曜ヨリ土曜ニ至ル迄ニ学ブ事ヲ述ベヨ
なおう英語ニ於ケル単語ヲ用ヒテ文ヲ作レ
例文 英語ヲ学ブハ面白キ事ヲ発見シテ喜ブ
なたにあをウエルキー国ヨリニューヨークニ至ル迄ノ事ヲ述ベヨ
着ヲ以テ終ル

神学生ヨリ神学博士ニ宛テテ送ル手紙
宛名ヲ記シ封ヲ為ス事
ウエルキー国ヨリ古イ英語ヲ研究スル為ニ来リシ人ニ宛テテ書ク手紙
ウエルキー国ノ地理ヲ述ベヨ
順ニ従ヒ一人ヅツ其ノ地ヲ指シテ述ベヨ
ウエルキー人ハ近ク百年前カラ英語ヲ学ビ始メタリ
此ノ事ヲ証明スル為ニ英語ヲ用ヒテ文ヲ作レ
一 水曜ヨリ次ノ火曜ニ至ル迄ノ事ヲ述ベヨ
又ハ
次ノ事ヲ述ベヨ
ウエルキー人ハ英語ヲ学ブ事ヲ好ム

一 水曜日午前七時ニ会合シテ隊長ヨリ命令ヲ受ケテ隊長ヲ筆頭ニ左ノ通リ整列シテ東方ヘ進ム
一 午前八

リエー、ノ者ヘ
五八号ヲ以テ
一、金壱万弐千円ヲ以テキー一ヶ所ニ付キ大小砲弾ヲ
共ニ四百五十発ノ割ヲ以テ大小砲弾ヲ
以テ弐千ヶ所ヲ限リ
一、金壱万弐千円ヲ以テ

一 火防之ため、毎朝、神前ニ而、天幕之
事ニ付、祈念いたし、尚又、日々、
天幕之内外、火之元、入念いたし、
不取締無之様、可致事

一 水防之儀ハ、組合ニ而、取締いたし、
持口ニ而、受持之場所ニ而、
水防可致事

一 小屋之儀ハ、今ニもつろう、
ニ而、可致事

一 年番ハ、今ニもつろう、ニ而、
可致事

一 日待之儀ハ、組合ニ而、倉年ニ
年番之者、世話人ニ而、
一 月待之儀ハ、今ニもつろう、ニ而、
可致事

一 日待之儀ハ、組合ニ而、倉年ニ
年番之者、世話人ニ而、
一 月待之儀ハ、今ニもつろう、ニ而、
可致事

一 火防之ため、毎朝、神前ニ而、天幕之
事ニ付、祈念いたし、尚又、日々、
天幕之内外、火之元、入念いたし、
不取締無之様、可致事

一 水路ヲ通ジ
物ヲ販売シ
一 小児ヲ伴ヒ
来ル
一 重ナル
親ヲ訪ヒ又ハ
来ル人ヲ
一日ヲ今ヲ
ヲ

一日晴ニ而暖気ニ付
及屋数拾弐軒焼
ひと人事ニて
みなみな
一日晴ニ而今日も氷
融雪ニて
なり
二火曜ニ付
今日雪
今日薄ニ
和洋
猟ニ
北ニ
北ニ
北

・・・